

森林災害等復旧造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第22号

森林災害等復旧造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則

森林災害等復旧造林事業補助金交付規則（昭和56年岩手県規則第86号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 [略] 2～4 [略] 5 この規則において「補助事業者」とは、補助事業を行う者で、森林災害復旧造林事業にあつては市町村（財産区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）、森林組合、生産森林組合、岩手県森林組合連合会及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第8号に規定する団体（以下「任意団体」という。）で別に定めるものをいい、 <u>県単雪害等復旧造林事業</u> にあつては森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者（国、県、 <u>独立行政法人森林総合研究所</u> 並びに経営する森林面積が500ヘクタールを超える会社及び個人を除く。）及び任意団体をいう。	(定義) 第2条 [略] 2～4 [略] 5 この規則において「補助事業者」とは、補助事業を行う者で、森林災害復旧造林事業にあつては市町村（財産区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）、森林組合、生産森林組合、岩手県森林組合連合会及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第8号に規定する団体（以下「任意団体」という。）で別に定めるものをいい、 <u>県単雪害等復旧造林事業</u> にあつては森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者（国、県、 <u>国立研究開発法人森林研究・整備機構</u> 並びに経営する森林面積が500ヘクタールを超える会社及び個人を除く。）及び任意団体をいう。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。